

寄附による対応の場合の税制としての構成について — 所得控除か税額控除か —

所得控除…税率を乗じる前の所得金額から寄附金額をもとに算出される一定金額を差し引くもの。軽減額は税率に左右される。個人住民税の場合は、10%。

税額控除…税率を乗じた後の算出税額から寄附金額をもとに算出される一定金額を差し引くもの。軽減額は、寄附金額・算出税額の範囲内で適宜設定可能。

所得控除の類型について

- ・ 納税義務者に係る配偶者や扶養親族の有無、家財に対しての災害や家族が大病を患うなどの事情の有無などの個人的な事情を考慮して、納税義務者の担税力に応じた税負担に調整するために設けられているもの（基礎控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除 など）
- ・ 政策目的を達成するために設けられているもの（生命保険料控除、寄附金控除 など）

税額控除の類型について

- ・ 二重課税を排除する趣旨で設けられているもの（外国税額控除、配当控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除 など）
- ・ 政策目的を達成するために設けられているもの（※個人住民税では設けていない。）（政党等寄付金特別控除、青色申告者に係る特別控除 など）

[論点] 寄附による対応の場合、「ふるさと納税」に相応しい仕組みはどのようなものか。

視点1 「ふるさと」に対する思いの実現との関係

※ 「ふるさと」に当たる地方団体にとって、受け入れる寄附金に対する控除方式による差はない。

※ 寄附する納税者にとって、制度設計如何で負担は異なる。(いわゆる「持ち出し」の議論)

「ふるさと」に当たる地方団体にとっての寄附、納税者にとっての寄附

視点2 納税者から見た場合のわかりやすさ

※ 所得控除は、他の控除も適用させた上で課税所得を算出し、各納税者の所得水準に応じた税率を乗じなければ、最終の税額や軽減額を把握できない。内容がわかりにくいとの意見。

※ 税額控除は、寄附金相当額(あるいはその一部に相当する額)を税額から差し引くため、寄附金と優遇措置(軽減額)の関係がわかりやすいとの意見。

所得控除と税額控除の構造上の相違と納税者の受け止め

視点3 軽減効果の違い

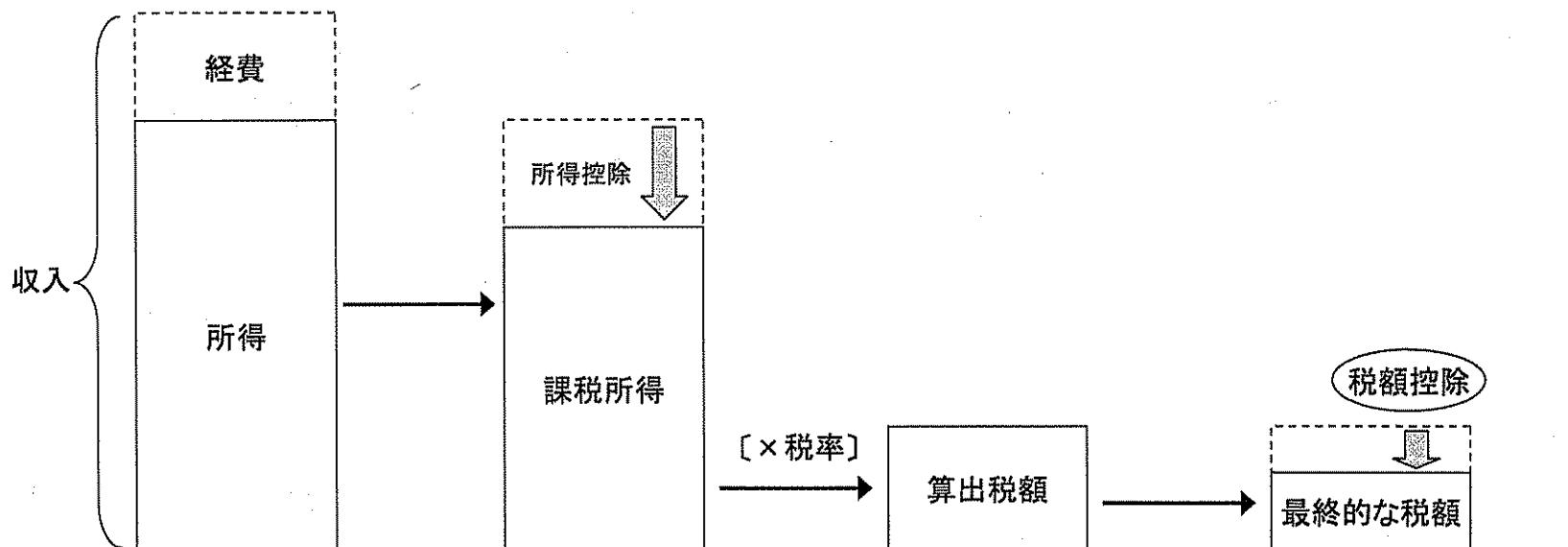
- ・所得控除による軽減効果は、個人住民税では「寄附金額－適用下限額」×10%まで。所得税では、各納税者の限界税率如何により、「寄附金額－適用下限額」×(5～40%)。
 - ・税額控除では、寄附金額・算出税額の範囲内で、寄附金額の全額まで軽減することも可能。
- ※主として、どのような階層に重きを置いて、どのような誘導効果を期待するのか。

個人住民税は比例税率であるため、所得控除と税額控除で、所得の多寡による負担軽減効果に差異はない。
所得税は累進税率であるため、①所得控除は、高い限界税率が適用される高所得者の方が軽減額が大きくなる。②税額控除は、高所得者であろうと低所得者であろうと一律に一定金額が控除されるため、低所得者層の負担軽減割合の方が高くなる。

※「ふるさと納税」の趣旨との関係

□ 効果の度合いと「ふるさと納税」との関係

【所得控除及び税額控除のイメージ】



視点4 個人住民税における従来の控除との関係

- ※ 寄附金控除は所得控除にせよ税額控除にせよ、一種の特別措置であり政策的なもの。
- ※ 個人住民税の「地域社会の会費」としての性格にかんがみ、これまで、政策的な配慮に基づく控除は限定的。特に、税額控除については、政策的な配慮に基づくものではなく、二重課税の調整などを理由とするもののみ。
- ※ 個人住民税における他の政策的控除との関係(例:既存の寄附金控除など)
(所得税との関係については、別途議論)
 - 控除に係るこれまでの考え方と、新たな仕組みとの整合性
 - 政策目的とそれを達成するための仕組みとしての合理性

人的控除の概要

		対象者	控除額		本人の所得要件
			所得税	個人住民税	
基礎的な人控除	基礎控除	・本人	38万円	33万円	年間所得 1,000万円以下
	配偶者控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者 ・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円 48万円	33万円 38万円	
	(同居特別障害者加算)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しないもの	最高 38万円 (配偶者の年間所得による)	最高 33万円	
	扶養控除	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者 ・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 ・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円 63万円 48万円	33万円 45万円 38万円	
	(同居特別障害者加算)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	(同居老親等加算)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
	障害者控除	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	寡婦控除	次の要件のいずれかに該当する者 ・①夫と死別したもの ・②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下
特別な人控除	(特別寡婦加算)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得 500万円以下
	寡夫控除	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得 500万円以下
	勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下

人的控除以外の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盜難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	支払った医療費の額 - 次のいずれか低い方の金額 = 医療費控除額 ① 10万円 ② 年間所得金額×5% (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 3万5千円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 3万5千円)
損害保険料控除 〔平成20年度分以後、廃止〕	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 短期2千円、長期1万円 合計1万円)
地震保険料控除 〔平成20年度分以後、適用〕	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除 (最高限度額 2万5千円) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、平成20年度分以後も引き続き従前の損害保険料控除を適用可能 (最高限度額 1万円。地震保険料控除とともに適用する場合には、合わせて最高 2万5千円。)
寄附金控除	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 ③ 住所地の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	次のいずれか低い方の金額 ① 寄附金の合計額 ② 年間所得金額×25% - 10万円 = 寄附金控除額

個人住民税における税額控除

税額控除名	趣旨
配当控除	個人所得課税と法人課税との二重課税の調整
外国税額控除	国際間の二重課税の調整
配当割額控除	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除
株式等譲渡所得割額控除	

 二重課税を調整する趣旨のもの

※ 平成19年度以後、税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除が適用される。

(参考)税額控除における政策的控除の例

対象	税額控除名	所得税	個人住民税
個人	住宅借入金等特別控除	有	無
	政党等寄付金特別控除	有	無
青色申告者	試験研究費が増加した場合等の特別控除	有	無
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	有	無
	情報通信機器等を取得した場合等の特別控除	有	無

※ 住宅借入金等特別控除については税源移譲に伴う経過措置あり

寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（平成6年度創設）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17の指定数)]	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成2年度創設）
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [20,661法人(H18.4.1現在)]	住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等 を受けたもの（平成4年度創設）
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [48法人(H18.11.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	

「寄附金(※)－5,000円」を所得から控除
※ 総所得の40%を限度

「寄附金(※)－10万円」を所得から控除
※ 総所得の25%を限度